

令和7年度

君津市中小企業資金融資のご案内



君津市経済環境部 経済振興課

《中小企業資金融資及び利子補給制度の対象》

(事業資金・創業資金・特別小口資金・緊急時経営安定資金)

◆中小企業者・小規模企業者とは

区 分	資本金又は出資金	常時使用する従業員
製造業等（鉱業を含む）	3億円以下	300人以下（小規模企業者20人以下）
旅 行 業	3億円以下	300 〃 （ 〃 20 〃 ）
卸 売 業	1億円以下	100 〃 （ 〃 5 〃 ）
サ - ビ ス 業	5,000万円以下	100 〃 （ 〃 5 〃 ）
小 売 業	5,000万円以下	50 〃 （ 〃 5 〃 ）

※中小企業者のうち、ゴム製品製造業、ソフトウェア業・情報処理サービス業、旅館業については、要件が異なります。

★平成27年10月1日よりNPO法人も利用できるようになりました★

区 分	常時使用する従業員
小 売 業	50人以下
卸売業・サービス業	100 〃
そ の 他 の 業 種	300 〃

☆事業資金

- 1.事業所が市内にあり、1年以上同一事業を営み、市税の滞納のない中小企業者・小規模企業者。
- 2.連帯保証人のある方。ただし、保証協会が認めた場合は、この限りではない。

☆創業資金

- 1.産業競争力強化法第2条第31項に規定する創業者のうち、新たに市内で事業を開始しようとするもの又は事業を開始して1年を経過していない個人。
※法人の場合は、設立の日以後の期間が1年を経過していないこと。
- 2.市税の滞納のないもの。
- 3.連帯保証人のある方。ただし、保証協会が認めた場合は、この限りではない。

☆特別小口資金

- 1.事業所が市内にあり、1年以上同一事業を営み、市税の滞納のない小規模企業者。

☆緊急時経営安定資金

- 1.事業所が市内にあり、市税の滞納のない中小企業者・小規模企業者。
- 2.連帯保証人のある方。ただし、保証協会が認めた場合は、この限りではない。
- 3.中小企業信用保険法第2条第5項各号または同法第2条第6項に基づく市の認定を受けた者。

☆連帯保証人の要件は…

千葉県内に1年以上引き続き居住し、独立の生計を営み、市町村税の滞納がなく保証能力を備えた方で、事業主又は代表者とする。

◎君津市中小企業資金融資及び利子補給

資金名	資金 使途	融資額	融資期間	融資利率	償還方法	保証人及び担保	利子補給等
事業資金	設 備	3,000万円以内	1 0年以内 (1年据置可)	1年以内 2.3%	元金均等 月賦償還	連帯保証人 原則として 個人 不要 法人 代表者 ※保証協会の取 扱いに準ずる	利子補給 年 2.0% ただし、セーフ ティネット保証4 号または危機関 連保証の認定を 受けた緊急時経 営安定資金につ いては融資利率 と同率を補助。 信用保証料 決定保証料率が 1.35%を超えた 場合に、その差 額分を補助。
	運 転	1,500万円以内	5年以内 (1年据置可)	3年以内 2.6%			
創業資金	設 備	1,500万円以内	1 0年以内 (1年据置可)	5年以内 2.8%		担保 必要に応じて	
	運 転	500万円以内	5年以内 (1年据置可)	7年以内 3.0%			
特別小口資金 (小規模企業者 のみ該当)	設 備	750万円以内	5年以内 (1年据置可)	10年以内 3.2%		不 要 (法人の場合は 代表者)	
	運 転	750万円以内	5年以内 (1年据置可)				
緊急時 経営安定資金	設 備	1,000万円以内	7年以内 (1年据置可)	1 年以内 2.0% 3年以内 2.3%		連帯保証人 原則として 個人 不要 法人 代表者 ※保証協会の取 扱いに準ずる 担保 必要に応じて	
	運 転	1,000万円以内	7年以内 (1年据置可)	5年以内 2.4% 7年以内 2.5%			

- (注) 1 事業資金の設備資金と運転資金の併用貸付限度額は、3,000万円、
創業資金の設備資金と運転資金の併用貸付限度額は、1,500万円、
特別小口資金の設備資金と運転資金の併用貸付限度額は、1,000万円。
緊急時経営安定資金の設備資金と運転資金の併用貸付限度額は、1,000万円。
特別小口資金と他の資金の併用貸付は受けられません。
- 2 既に受けている融資資金と同一資金の追加融資を受ける場合は、既に受けている
融資資金の残高と追加融資額の合計額が融資限度額内でなければなりません。
- 3 市内に事業所がある法人又は個人の方で、事業の経営上必要とされる設備・運転資金に限ります。
また、市外転出した事業所は市の制度融資は対象になりません。
融資残額の一括返済となりますのでご注意ください。
- 4 早期完済をした場合は、市へ完済届を忘れずに提出してください。
市から信用保証料の補助を受けている方は、信用保証料の返還が必要となります。
その際は、信用保証料の返戻額について、市から保証協会へ照会させて
いただきますので、ご承知おきください。
- 5 返済条件の変更や事業所の移転、代表者等の変更があった場合は、速やかに市へ変更届を
提出してください。

★融資対象とならない業種の一例

- ・ 農業、林業、漁業
- ・ 金融業、保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)
- ・ 土地売買業(建売・賃貸・管理業等を除く)
- ・ 娯楽業(スポーツ施設・公園を除く)
- ・ 飲食業(食事を主たる目的とするものを除く)

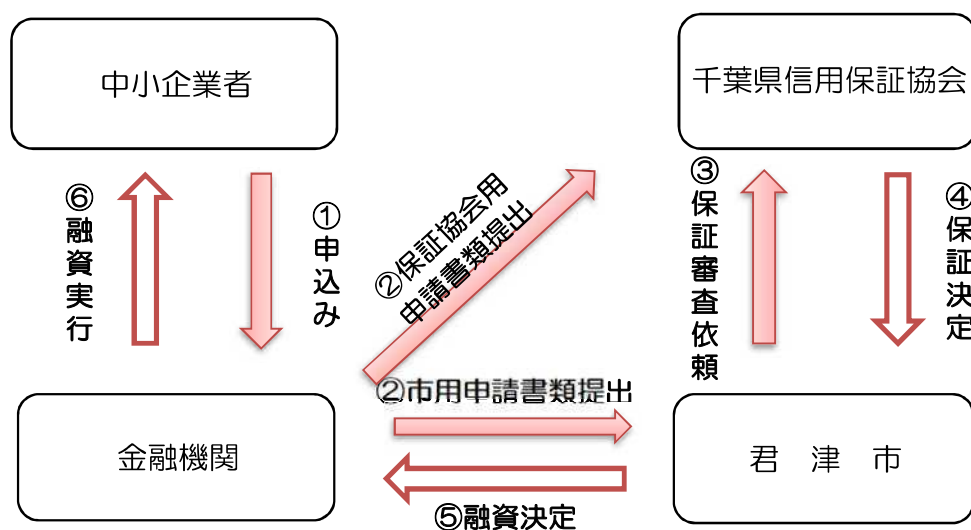
以上のほか、信用保証協会において不適当と認める業種は融資対象になりません

★申込先

下記の取扱金融機関で申込受付をしています。

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、館山信用金庫、君津信用組合

★融資制度のしくみ



【問合せ先】

君津市役所 経済環境部 経済振興課
電話0439-56-1277